

## 第2節 日米同盟の深化・拡大

日米両国は、従来から、わが国を取り巻く安全保障環境などを踏まえて防衛協力を発展させてきた。  
(図表Ⅲ-2-2-1 参照)

本節では、日米防衛協力の経緯および日米防衛協力の進展など日米同盟の深化・拡大について説明する。

### 1 歴史的経緯

日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与してきた。

冷戦終結後、96(平成8)年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重

要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌97(平成9)年の「2+2」では、78(昭和53)年の「日米防衛協力のための指針」<sup>1</sup> (「前指針」)が見直されて、新たな「指針」が了承された。

図表 Ⅲ-2-2-1 日米防衛協力の範囲の変化

○ 日米同盟は、冷戦期→冷戦後→9/11後と、環境変化に応じ、防衛協力の範囲を拡大  
(わが国防衛中心 ⇒ 周辺事態への対応 ⇒ 国際的な安全保障環境の改善)

#### 冷戦期 (前「指針」(78年))

- 【侵略を未然に防止する態勢】
- 日本：防衛力保有、施設・区域の使用確保
  - 米国：核抑止力保持、前方展開・来援兵力保持
  - 日本防衛のための共同作戦計画の研究
- 【対日本武力攻撃への対処行動】
- 自衛隊：限定的かつ小規模な侵略を独力で排除。主として防勢作戦を実施。
  - 米軍：自衛隊を支援。自衛隊の機能補完のための作戦(打撃力等)を実施。
- 【極東における事態での協力】
- 随時協議
  - 米軍に対する便宜供与のあり方を研究

#### 冷戦後 (現「指針」(97年))

- 【平素から行う協力】
- 日米が各々所要の防衛態勢を維持
  - 地域的及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力・安保対話、軍備管理・軍縮、PKO 等
  - 共同作戦計画、周辺事態に際しての相互協力計画、調整メカニズムの構築 等
- 【対日本武力攻撃への対処行動】
- 引き続き日米防衛協力の中核
  - ゲリ・コマ攻撃への対応(自衛隊：排除作戦を主体的に実施。米軍：適切な支援)。弾道ミサイル対応(自衛隊・米軍：協力、調整。米軍：情報提供、打撃力使用)
- 【周辺事態における協力】
- 日米が各々主体的に行う活動・救援活動、捜索・救難 等
  - 米軍の活動に対する日本の支援・施設の使用、後方地域支援
  - 運用面における日米協力
  - ・自衛隊：警戒監視、機雷除去
  - ・米軍：平和・安全の回復のための活動

#### 9/11後 (「2+2」文書(05、07、11年))

- 《05年》
- 以下の二つの分野に重点を置いて日米間の役割・任務・能力を検討
- 【日本の防衛・周辺事態への対応】
- これまでの日米間防衛協力における重要事項を確認
- 【国際的な安全保障環境改善】
- 国際的な安保環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素
  - 迅速・実効的な対応のため、柔軟な能力を必要とし、日米二国間協力・政策調整から利益。定期的な演習により、かかる能力を向上
  - 他国との協力を強化
- 《07年》
- 以下の役割・任務・能力を強調
- 国際平和維持活動、国際緊急援助活動及び周辺事態への対応の本来任務化
  - CBRN防護作業部会の設立
  - BMD及び運用能力の強化、BMDシステム能力の向上 等
- 《11年》
- 以下の日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大
- 共同訓練・演習の拡大、共同使用の更なる検討、警戒監視活動等における協力の拡大
  - SM-3ブロックII Aの第三国移転
  - 定期的な二国間の拡大抑止協議の立ち上げ
  - 宇宙 ○サイバー ○三か国間・多国間協力
  - 人道支援・災害救援、平和維持、復興、テロ対策、海洋安全保障、海賊対処等にかかる協力
  - 環境面での課題についての協力
  - CBRN防護作業部会の強化

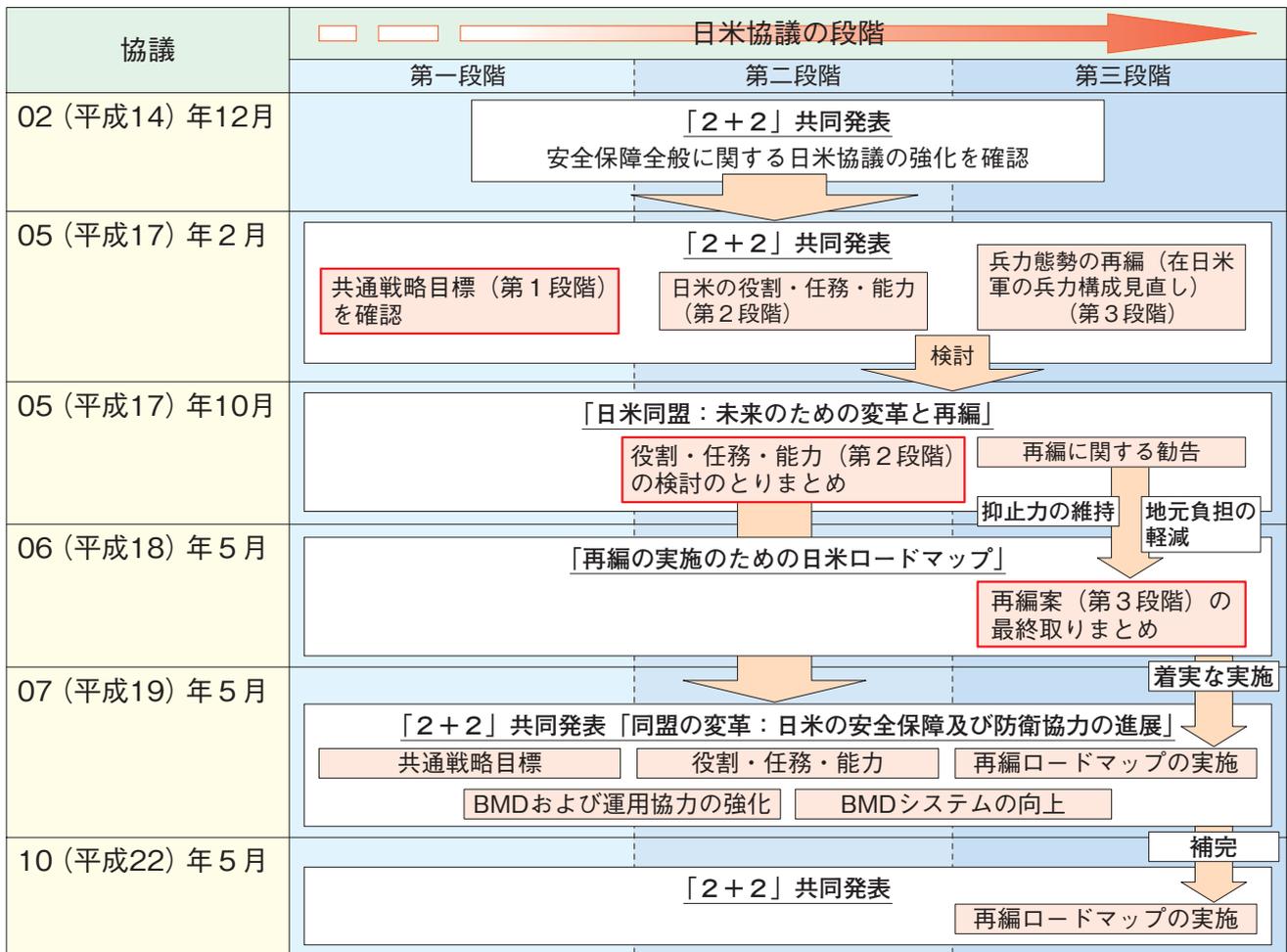
1 78(昭和53)年に作成された前指針。日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

その後、01(同13)年の9.11テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は安全保障に関する協議を強化してきた。この日米協議において、図表Ⅲ-2-2-2のとおり、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標の確認(第1段階)、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討(第2段階)、兵力態勢の再編の検討(第3

段階)、という三つの段階を経て日米同盟の方向性を整理し、07(同19)年5月の「2+2」において確認、10(同22)年5月の「2+2」で補完した。なお、この協議の過程のうち、06(同18)年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」において示された兵力態勢再編の概要は、図表Ⅲ-2-2-3のとおりである。

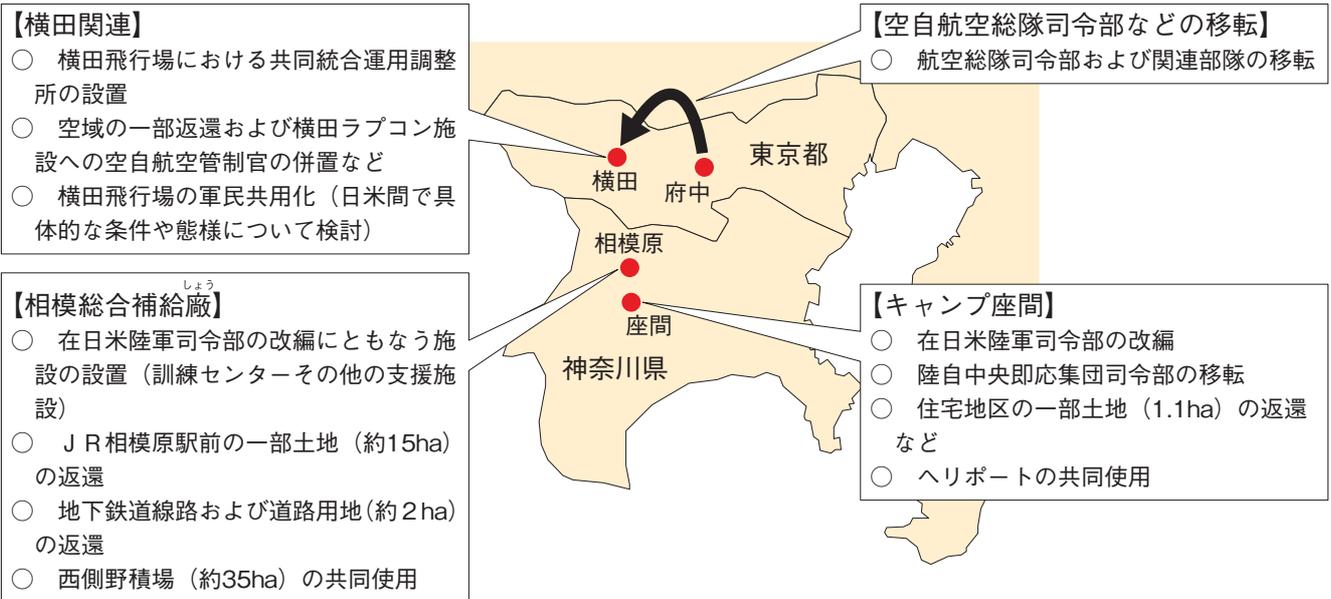
参照 資料37~43

図表 Ⅲ-2-2-2 日米協議の全体像

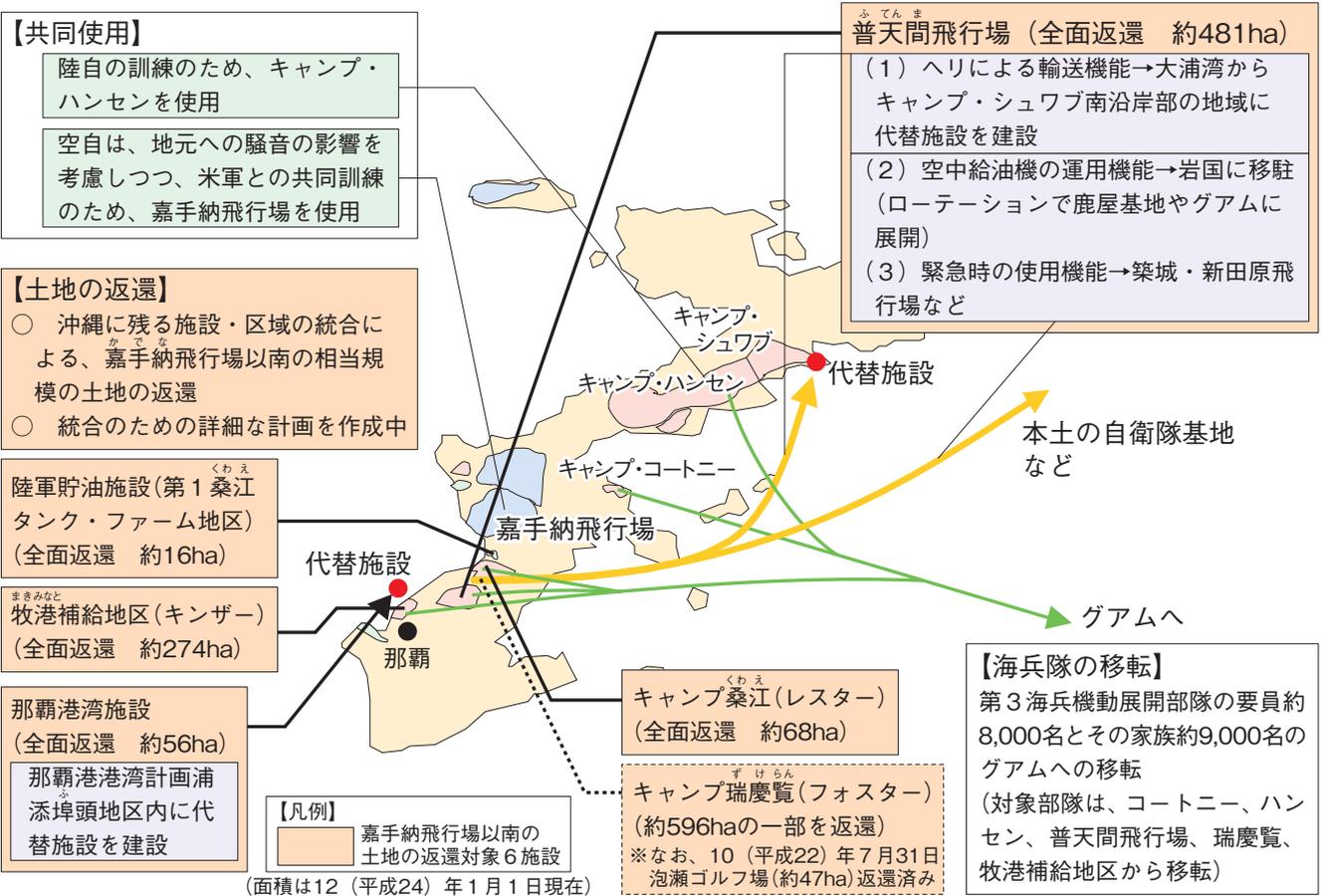


図表 Ⅲ-2-2-3 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など

米軍機（嘉手納、三沢、岩国）の訓練の分散  
 千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の各自衛隊施設およびグアムなどへ。  
 グアムなどへの移駐は11（平成23）年1月の日米合同委員会にて合意

BMD用移動式レーダー（AN/TPY-2：いわゆる「Xバンド・レーダー」）の配備



空母艦載機（F/A-18×49、EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2：計59機）の岩国移駐



海自E/O/UP-3、U-36A（計17機）の厚木移駐



KC-130（12機）の岩国移駐



緊急時の航空機の使用機能の築城、新田原への移駐

KC-130(12機)はローテーションで海自鹿屋基地やグアムに展開

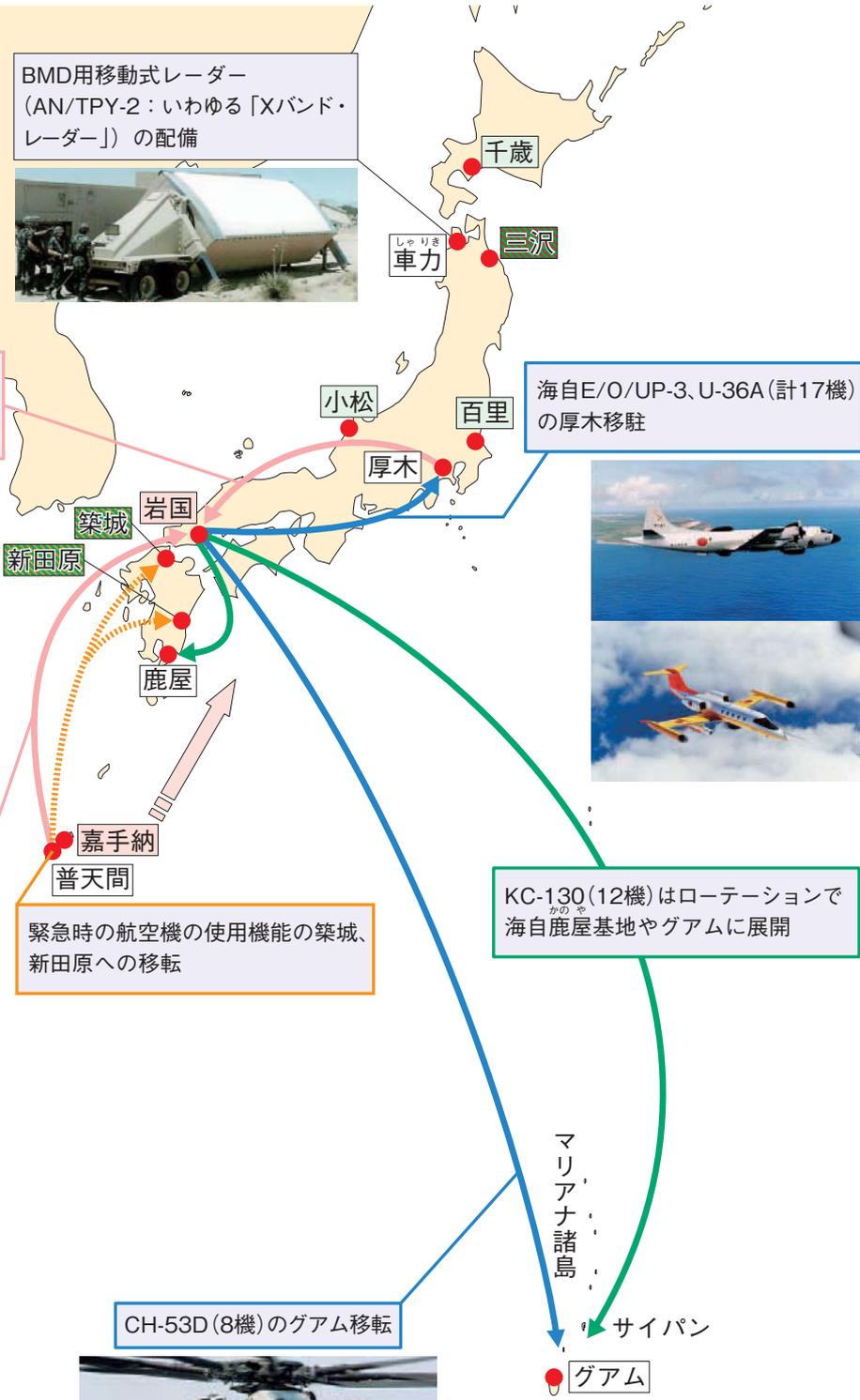


(注)将来の民間航空の施設の一部が岩国飛行場内におかれる。

CH-53D（8機）のグアム移駐



マリアナ諸島  
サイパン  
グアム



このような両国間の政策協議と並行して、具体的な課題に対応する形で、部隊運用面も含め両国間の協力関係も強化されてきた。たとえば、「指針」に定められた平素から行う協力として、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討を含む共同作業などを踏まえた日米共同での実動演習などの共同訓練が行われるとともに、わが国は、日米豪などの3か国訓練やコブラゴールドなどの多国間で行われる訓練にも参加しており、その結果日米両国間の協力体制は様々な分野において進展している。また近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深めている。さらに、11(同23)年の東日本大震災においては、これまでの日米共同訓練などの成果を生かして、米軍は自衛隊と連携して「トモダチ作戦」を行った。

また、弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領など日米共同対処能力を向上させ、09(同21)年4月や12(同24)年の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の際にも日米で緊密な連携を行うとともに、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)の日米共同開発を進めている。

国際的な安全保障環境改善へ向けた取組においては、旧テロ対策特措法に基づく活動、ハイチにおける国際緊急援



実動訓練において、米海兵隊兵士と調整する陸自隊員共同訓練により相互運用性は向上している。(米国カリフォルニア州 12(平成24)年1月)

助活動および国際平和協力活動、ならびにアデン湾における海賊対処活動において、米国と緊密に協力して活動を行っている。また、日米が協力する機会の増加にともない、96年に署名した日米物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく後方支援においても日米間の協力は着実に進展している。

こうした日米両国の協力関係は今や、アジア太平洋地域の安定化やグローバルな安全保障環境の改善を図る上でも重要性を増している。

## 2 同盟深化・拡大に向けた日米合意

以上のように、これまで多くの成果を生んできた日米間の協力関係は10(平成22)年、日米安保条約締結50周年を迎えた。これに先立つ09(同21)年11月13日の日米首脳会談<sup>1</sup>において、日米安保条約締結50周年に向けて、日米同盟深化のための協議プロセス(同盟深化のプロセス)の開始が合意された。(10(同22)年1月19日の日米安保条約署名50周年当日には、日米両首脳の談話と声明が発表されるとともに、「2+2」の共同発表が発出されている)。

こうして日米両国は日米同盟をさらに揺るぎないものとするため、今後、幅広い分野における日米安保協力をさらに推進し、深化するための対話を強化することとし、10(同22)年11月13日の日米首脳会談<sup>2</sup>で日米同盟を安全保障、経済、文化・人材交流の三本柱を中心に、深化・発展させ

ることとしたほか、同年5月28日の「2+2」共同発表や11(同23)年1月13日の日米防衛相会談などの閣僚レベルでも日米同盟の深化に関するコミットメントが繰り返し示され、また閣僚の指示のもと事務レベルにおいても、日米間で具体的な協議が進められてきた。

参照 資料42・43

### 1 「2+2」会合(11(平成23)年6月21日)

このような政治リーダーシップのもとで、同盟深化にかかる日米協議をあらゆるレベルで行ってきた結果、11(同23)年6月21日、ワシントンDCにおいて、07(同19)年以来4年ぶりとなる「2+2」会合を開催し、本協議プロセス

1 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/visit/president\\_0911/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/visit/president_0911/index.html)>参照

2 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/visit/president\\_1011/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/visit/president_1011/index.html)>参照

の安全保障・防衛面での成果を確認した。

- ① この際公表された「2+2」共同発表においては、変化  
する安全保障環境に関する評価に基づき、北朝鮮による  
挑発の抑止、中国の責任ある建設的な役割などの促進や  
軍事上の近代化及び活動に関する開放性・透明性の向  
上、豪州及び韓国との間での三カ国間の安全保障及び防  
衛協力の強化、地域の安全保障環境を不安定化しうる軍  
事力の追求・獲得をしないことの促進、航行の自由の原  
則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙およ  
びサイバー空間の保護ならびにそれらへのアクセスに関  
する日米の協力の維持など、05(同17)年および07(同19)  
年の「2+2」共同発表において定めた共通の戦略目標の  
見直しおよび再確認を行った。
- ② また、日米間の安全保障・防衛協力の深化・拡大につ  
いては、同共同発表では、以下のようなものを含む幅広  
い内容に言及している。
  - 共同訓練・演習の拡大、施設の共同使用の更なる検  
討、情報共有や共同の情報収集・警戒監視・偵察  
(ISR)活動の拡大といった協力の促進
  - SM-3ブロックⅡAの第三国移転が認められ得る基  
準や協議機関の指定
  - 宇宙における安全保障に関するパートナーシップの  
深化、サイバー・セキュリティに関する二国間の戦略  
的政策協議の歓迎など
  - 災害救援、平和維持、復興およびテロ対策を含む国  
際的な活動における更なる協力
  - 情報保全制度の更なる改善の重要性の強調
  - 運用面での協力について、より効果的で、顕在化し  
つつある安全保障上の課題により適合したものとし、  
様々な事態により良く対応することができるよう二国  
間の枠組を継続的に検討、強化
- ③ 更に、米軍再編については、同共同発表では、普天間  
飛行場の代替の施設の位置、配置および工法の検証・確  
認を完了し、在沖海兵隊のグアムへの移転にかかるコミ  
ットメントを再確認、普天間飛行場の代替の施設およ  
び海兵隊の移転の従前の目標時期を改め、2014年より後  
のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメント  
を確認するなど、06(同18)年の「再編の実施のための日  
米ロードマップ」(ロードマップ)を補完し、着実な実施  
を確認した。

- ④ 併せて、同共同発表では、東日本大震災および原発事  
故における自衛隊と米軍との連携・協力を踏まえ、日米  
の多様な事態へ対処する能力強化を図ることで一致する  
とともに、在日米軍駐留経費負担の日米合意も確認し  
た。

参照 資料44

## 2 日米防衛相会談

11(同23)年6月の「2+2」会合以降、この際公表された  
共同発表の内容を実現すべく、防衛省としても米国防省等  
との間で事務レベルの協議を続けていたところであるが、  
同年10月25日、パネッタ米国防長官が訪日し、防衛省にお  
いて一川防衛大臣(当時)との間で会談を行い、両国間の安  
全保障・防衛協力や在日米軍の再編について幅広く意見交  
換を行った。

会談では、まず、一川防衛大臣(当時)から、東日本大震  
災における米国からの協力に謝意を表するとともに、日米  
同盟は、わが国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定  
に不可欠な基礎をなすものであり、同盟に基づく日米間の  
緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難  
な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている  
旨述べた。パネッタ長官からは、米国防予算をめぐる厳し  
い情勢にもかかわらず、米国はアジア太平洋地域における  
プレゼンスを維持し、更に強化していく旨発言があった。

日米両国間の安全保障・防衛協力については、一川防衛  
大臣(当時)とパネッタ長官は、情報保全や宇宙、サイ  
バー、BMDなどの協力などについて意見交換を行うとと  
もに、地域における軍事活動の拡大などますます不確実  
になっている安全保障環境を踏まえ、時宜を捉えた効果的な  
共同訓練や共同の警戒監視を行ったり、これらの活動の拠  
点の選択肢を増やすために両国施設の共同使用を進めたり  
することなどにより、部隊の活動を活性化させ、両国のプ  
レゼンスと能力を示していく、日米の「動的防衛協力」を進  
めていくことで一致した。

在日米軍再編については、一川防衛大臣(当時)とパネ  
ッタ長官は、日米合意に基づいて、沖縄の理解も得ながら、  
普天間飛行場の危険性を早期に除去し、同飛行場の移設・  
返還を可能な限り早く進めていくことで一致した。また、  
在沖海兵隊のグアム移転については、一川防衛大臣(当時)

から、米側においても所要の予算を確保するとともに、各種移転事業を速やかにかつ継続的に実施されるよう協力を求めた。これに対して、パネッタ長官からは、グアム移転

事業を進めるためには、普天間飛行場の代替の施設の完成に向けた具体的な進展を得ることが重要であるが、両国で互いに協力していきたい旨発言があった。

### 3 在日米軍再編の調整に関する協議

#### 1 協議の経緯

在日米軍再編については、11(平成23)年末から12(同24)年初めにかけて普天間飛行場の代替の施設にかかる環境影響評価書を沖縄県に送付するなどの作業を進める一方、米国との間でも様々なレベルで協議を続けてきたところであるが、その中では、普天間飛行場の移設及び在沖海兵隊のグアム移転が共に進むような方策についても、12(同24)年1月13日に就任した田中防衛大臣(当時)がパネッタ長官と意見交換を行うなど、協議を行ってきた。このような協議を経て、日米両政府は、

- ① 沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること、
- ② 12(同24)年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されているアジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること、
- ③ 米国議会においては、グアム移転に係る経費を削減することが求められていること、

などの要因を踏まえ、日米双方で在日米軍再編計画の調整に係る本格的な協議を行うこととした。このため、12(同24)年2月8日に共同報道発表により、在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の移設から切り離す公式な協議の開始、グアムへ移転する海兵隊の部隊構成および人数についての見直しなどに関する協議の方向性を文書として示した。

その後、日米の防衛・外務当局間においては、田中防衛大臣(当時)が、パネッタ国防長官やルース駐日米大使と意見交換を行ったほか、審議官級協議を累次にわたって行うなど様々な機会をとらえて精力的に議論を行ってきたが、この結果、日米両政府として米軍再編計画の調整について合意することができたため、12(同24)年4月27日、「2+2」共同発表を公表するに至った。

#### 2 「2+2」共同発表

今回の「2+2」共同発表は、11(同23)年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06(同18)年のロードマップで示された計画の調整を決定するものである。

今回の再編計画の調整の背景としては、まず、米国がアジア太平洋地域において、近年の安全保障環境の変化を受け、地理的により分散し、運用面でより強<sup>きょうじん</sup>靱であり、政治的により持続可能な態勢を達成するべく、海兵隊の部隊構成の見直しを行っていることが挙げられる。これは、米国がアジア太平洋地域を重視し、同地域における安定的なプレゼンスを確保するため、北東アジアにおける大規模な事態にも対処し得る態勢をとるとともに、地域全体の多様な事態に実効的に対処できる効率的な態勢を構築することを図るためのものである。その基本的な考え方にに基づき、ロードマップにおいて沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊(III MEF)のうち指揮部隊など主として司令部要素をグアムへ移転し、陸上・航空・後方支援部隊といった要素は沖縄に残すこととしていた部隊構成を変更し、沖縄における米軍のプレゼンスを引き続き確保しつつ、地理的に分散された部隊態勢を確立するために、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊(MAGTF)を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアヘローテーション展開させることとした。これにより、部隊配置の縦深性を増しつつ、高い即応性を有する各々のMAGTFを相互に連携して機動的に運用する態勢を構築することによって、アジア太平洋地域において、多様な事態により柔軟かつ迅速に対応し得る米軍の態勢が構築される。

今回の共同発表は、このような新たな部隊構成を基に、日米同盟の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立するよう具体的な再編計画の調整を行っており、その概要は次の通りである。

① 前文

- (1) 06年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

② グアムと沖縄における部隊構成(人数は定員)

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊(MAGTF)を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築。
- (2) 約9,000人の海兵隊員がその家族と共に沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準に従ったものとする。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5,000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル(2012米会計年度ドル)。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定第1条に規定された28億ドル(2008米会計年度ドル)の額を限度とする直接的な資金提供となる。他の形態での財政支援(出融資等)は利用しない。次項③(2)の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

③ 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用(例：沿岸国への巡視船の提供等)を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協力分野を特定。

④ 沖縄における土地返還

- (1) 1. 手続後の速やかな返還が可能な区域  
：キャンプ瑞慶覧の一部(西普天間住宅地区、及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部)、牧港補給地区の一部(北側進入路、第5ゲート付近)
- 2. 県内移設後に返還が可能な区域  
：牧港補給地区の一部(倉庫地区の大半を含む)、キャンプ瑞慶覧の一部(インダストリアル・コリドー等)、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- 3. 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域  
：キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成。

⑤ 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。

参照 資料45

## 4 動的防衛協力

前述の通り、同盟深化・拡大に向けた日米間の協議においては、変化する安全保障環境に対応するための取組として、日米の「動的防衛協力」に関する議論も行われてきたところであり、今後、その具体化が日米防衛協力を進める上で重要な課題となっている。

わが国周辺地域で多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させていることや、安全保障課題に対し、利益を共有する国々が平素から協力することが重要となっていることなど、今日の安全保障環境のすう勢を踏まえ、22大綱は、今後の防衛力について、「防衛力の存在」を重視

した従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「防衛力の運用」に焦点を当て、「動的防衛力」を構築することとしている。

この動的防衛力の考えのもと、防衛省・自衛隊としては、事態が発生する前から行う情報収集・警戒監視などの平素の活動を常時・継続的・戦略的に実施すること、国内外における突発的な事態に迅速かつシームレスに(切れ目なく)対応すること、アジア太平洋地域などにおける二国間、多国間での国際協力を重層的に実施することを重視して、防衛力の運用を行っていくこととしている。

今後の日米防衛協力にあたっては、こうした動的防衛力の考え方を適用し、①様々な事態に対して、事態発生後に受動的に対応するのではなく能動的に対応し、また、平素から緊急事態に至るまで迅速かつシームレスに協力すること、②平素から日米の部隊の活動レベルを向上させ、日米の意思や能力を明示し、抑止力、プレゼンスを強化すること、③日米韓、日米豪などの三か国間の防衛協力や、多国間の枠組みの中での日米協力を含む重層的な防衛協力を推進すること、などを内容とする「動的防衛協力」を実現し、実効的な抑止と対処を確保するとともに、地域の安全保障環境の安定化を図ることが重要である。

このような考え方を前提として、日米両国間では、11(平成23)年6月の「2+2」共同発表において、共同訓練・演習の拡大、施設の共同使用の更なる検討、情報共有や共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動の拡大といった協力を推進していくことに合意した。また、同年10月の日米防衛相会談においても、時宜を捉えた効果的な共同訓練や共同の警戒監視を行ったり、これらの活動の拠点の選択肢を増やすために両国施設の共同使用を進めたりすることなどにより、部隊の活動を活発化させ、両国のプレゼンスと能力を示していく、動的な日米防衛協力を進めていくことで一致している。

さらに、12(同24)年4月27日の「2+2」共同発表において、「動的防衛協力」が抑止力を強化することに留意し、地域における「動的防衛協力」を促進する新たな取組を探求す

る考えを明らかにしている。同年5月1日の日米首脳会談において、この「2+2」共同発表が同盟深化に向けた重要な前進として高く評価され、特に「動的防衛協力」は二国間の運用面での協力を強化する同盟の新たなイニシアティブへの道を開くものであるとされ、今後、日米間で着実に実施していくことが首脳間においても合意されている。

このように日米両政府は、「動的防衛協力」の具体策の一つとして、共同訓練及び共同の警戒監視活動等の拡大と、それらの活動の拠点となる両国の施設の共同使用の拡大を検討している。

共同訓練の拡大は、平素からの共同活動を増大し、部隊の即応性、運用能力及び日米の相互運用性の向上をもたらす。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。

共同の警戒監視活動等の拡大は、共同訓練の拡大と同様に、他国に対する情報優越を確保するのみならず、抑止の機能を果たすことになる。また、共同使用の拡大は演習場、港湾、飛行場等自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練の多様性・効率性を高め、警戒監視活動等の範囲や活動量を増やすこととなる。さらに、在日米軍の専用施設・区域を自衛隊が共同使用することで、地元負担の軽減につながるという効果も期待できる。

このように共同使用・共同訓練・共同の警戒監視活動等の3つの取組の相乗効果によって、日米の部隊運用の効率性、相互運用性・即応性・機動性・持続性などの一層の強化・向上が実現できる。

日米両国は引き続き、変化する安全保障環境への対応やグアムの戦略的重要性、南西諸島防衛、在日米軍基地を抱える地元負担の軽減といった観点も考慮しつつ、「動的防衛協力」の具体策を検討している。特に、グアムおよび北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備について日米間での具体的な協力のあり方を12(同24)年末までに検討することとしている。